

届出・申請方法について

環境保全・公害に関する手続きに関しまして、下表のとおり電子メール等で受付を行います。なお、引き続き窓口での受付も行っています。

| | 提出方法 | 訂正方法 | 副本受取方法 |
|-------------------------|---|---|----------------------------------|
| 特定建設作業実施届出書 | ・豊中市 電子申込システム | ・添付資料以外については、豊中市 電子申込システムによる修正が可能。 ・添付資料の訂正時は再提出が必要。 | ・副本の返却なし。 ・申込画面入力後に届出書の印刷が可能。 |
| 大気関係 | ・郵送 (副本の受取用に、返信用封筒を同封してください。) ・電子メール | ・郵送による修正資料の送付。 ・電子メールによる修正資料の送付。 | ・返信用封筒にて返送。 ・電子メールによる返送。 |
| 水質関係 | | | |
| 騒音・振動関係 | | | |
| 土壌関係 | | | |
| ダイオキシン類対策特別措置法 | | | |
| アスベスト関係 | | | |
| 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 | | | |
| 携帯電話中継基地局設置届出書 | ・電子システム (PRTR 届出システム・豊中市電子申込システム) ・郵送 ・電子メール | ・電子システムによる修正資料の送付。 ・郵送、電子メールによる修正資料の送付。 | / |
| PRTR・化学物質関係 | | | |

【留意事項等】

- ・電子申込システムの申請日は、開庁日のみ入力が可能です。閉庁日にシステム入力する際は、次開庁日を申請日として入力してください。
- ・郵送は到着日を、電子メールは受信日を届出日とします。なお、到着日または受信日が閉庁日の場合は、次開庁日を届出日とします。(郵送による提出期日までの到着が難しい場合は、環境指導課に電話でご連絡のうえ、電子メールにて届出書・申請書等の表紙を先行してお送りください。)
- ・図面等を添付した電子メールは、容量の大きさにより受信できない場合があります。その場合は郵送をお願いすることがあります。
- ・その他、問合せ・ご相談等につきましては、電話、電子メール等にて環境部環境指導課環境保全係までご連絡をお願いします。

環境部 環境指導課 環境保全係
〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1
TEL:06-6858-2105 FAX:06-6842-2802
MAIL:kanhozen@city.toyonaka.osaka.jp